

太寿園訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社光進会介護が開設する、太寿園訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員養成研修若しくは介護職員基礎研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 太寿園訪問介護事業所
- 二 所在地 菊池郡大津町大字室1707番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員は常勤換算で2.5名以上とし、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日も含む・12月31日～1月2日までを除く）
- 二 営業時間 8：30から17：30までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 3 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - 一 介護予防訪問介護費（Ⅰ）
 - 二 介護予防訪問介護費（Ⅱ）
 - 三 介護予防訪問介護費（Ⅲ）

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大津町・菊陽町・合志市・菊池市・熊本市・益城町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3か月以内
 - 二 継続研修 年2回
 - 三 虐待防止に関する研修 年1回
 - 四 権利擁護に関する研修 年1回
 - 五 認知症ケアに関する研修 年1回
 - 六 感染症に関する研修 年1回認
 - 七 業務継続計画（BCP）に関する研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 指定訪問介護等の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定訪問介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社光進会介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。